

第175回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

開催場所 東京都中央区晴海一丁目8番12号
晴海アイランド トリトンスクエア
オフィスタワー Z棟 15階
株式会社カナデン 本社会議室

議案 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第175回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
事業報告……………	18
連結計算書類……………	39
監査報告……………	41

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

第175回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

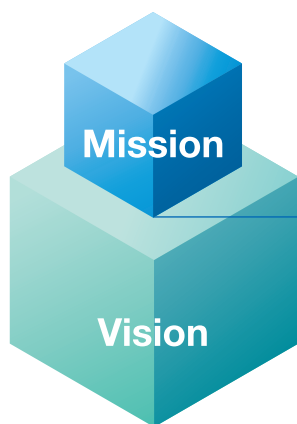
当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業績は、中国経済の成長鈍化や米国における政策の影響などを背景に企業の設備投資はまだら模様の状況の中、2021年度より開始している5カ年中期経営計画『Electronics Solutions・Company 2025』の4年目として、競争力の強化やカナデンDXの推進、人的資本の強化に注力した結果、増収・増益となり、年初の計画を達成することができました。

2025年度は本中計の最終年度であり、経営目標数値の達成に向け、各施策を着実に実行してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

本橋伸幸



技術と創意で一步先の未来へ導く

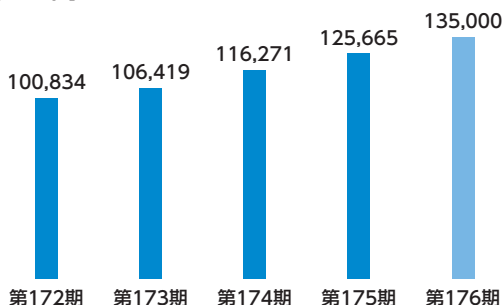
カナデングループの技術と創意、
そしてパートナー会社の技術を掛け合わせたソリューションで、
世の中をより良い未来へ導いていく。
それがカナデングループの存在意義です。

Creating New Value for Society

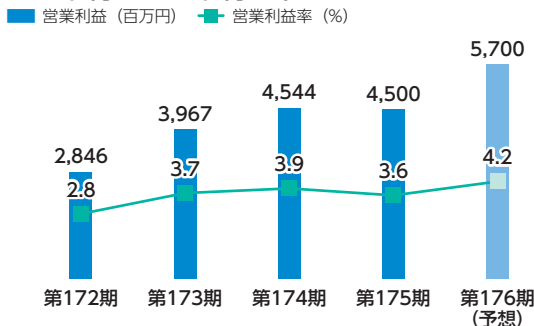
お客さまやパートナー会社、ひいては社会全体のために、
常に新しい価値を創造し続ける集団となる。
それがカナデングループのありたい姿です。

業績ハイライト

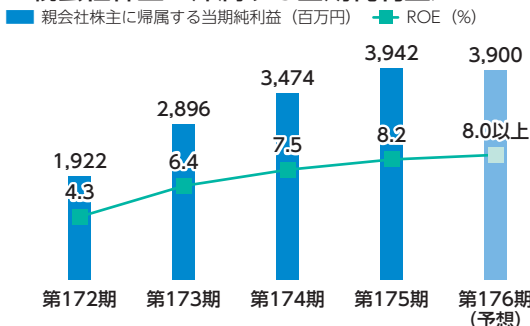
■ 売上高 (単位: 百万円)



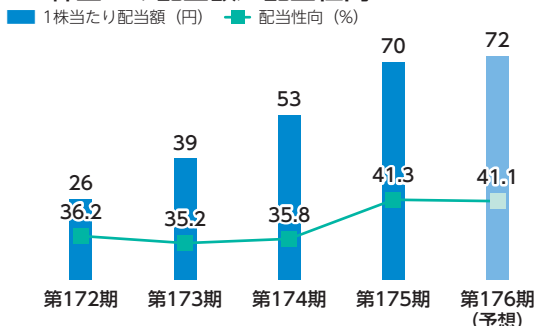
■ 営業利益／営業利益率



■ 親会社株主に帰属する当期純利益／ROE



■ 1株当たり配当額／配当性向



株 主 各 位

証券コード 8081

2025年6月6日

〒104-6215 東京都中央区晴海一丁目8番12号

トリトンスクエアZ棟

株式会社 カナデン

代表取締役社長 本 橋 伸 幸

第175回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第175回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際して、議決権行使書用紙を除く株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）につきましては電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kanaden.co.jp/ir/stocks/meeting/>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討いただき、後記「議決権行使等のご案内」をご参照のうえ、2025年6月26日（木曜日）当社営業時間の終了時（午後5時35分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワー Z棟 15階 株式会社カナデン 本社会議室 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第175期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第175期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

株主総会資料の電子提供に関するご留意事項

- 当社のウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の株式会社東京証券取引所のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「カナデン」又は証券「コード」に「8081」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませ。

株式会社東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び株式会社東京証券取引所のウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- 交付書面から一部記載を省略している事項
次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」、「責任限定契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」及び「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

議決権行使に関するご留意事項

- 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書の各議案に賛否のご表示のない場合は、賛成のご表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に関するご留意事項

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。なお、この場合、委任状をご提出いただきますようお願い申し上げます。
- 手話通訳や介助が必要な株主様は、1名に限り通訳者や介助者を同伴してご出席いただくことができます。ただし、通訳者や介助者が議決権を行使したり、質問をしたりすることはできませんので、ご了承ください。
- 車いすでご来場される方は、入場に際して係員がご案内いたしますので、トリトンスクエアオフィスタワーZ棟15階 株主総会受付の係員へお申し付けください。



株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時



議決権行使書用紙に各議案の賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時35分到着分まで



次頁の案内に従って、各議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時35分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

➡こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印

≫ 「賛」の欄に○印

≫ **【否】** の欄に○印

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

≫ 「賛」の欄に○印

≫ 「否」の欄に○印

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

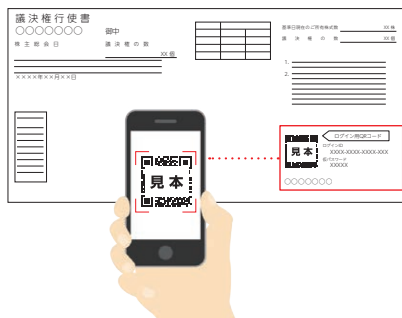
各議案に賛否のご表示のない場合は、賛成のご表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙の右下に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2** 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

The screenshot shows the JEDS search results for Asahi Kasei Corporation. The top navigation bar includes '検索' (Search), '議決権行使' (Shareholder Rights Exercise), and a '戻る' (Back) button. Below this is a progress indicator with four steps: 1. 検索条件 (Search Conditions), 2. 法人名 (Corporate Name), 3. 法人番号 (Corporate Number), and 4. 法人情報 (Corporate Information). The current step is 2, '法人名'.

The search results for '株式会社' (Company) are displayed. The company name is '旭化成株式会社' (Asahi Kasei Corporation). The corporate number is '999999999999999999'. The company is located in '〒100-0001 東京都千代田区千代田' (Chiyoda, Tokyo 100-0001). The company's website is 'http://www.asahi-kasei.co.jp'. The company's representative director is '佐々木 康彦' (Sasaki, Hiroyuki).

Below the search results, there is a section for '法人情報' (Corporate Information) with two tabs: '会社概要' (Company Overview) and '会社役員' (Company Officers). The '会社概要' tab is selected, showing the company's business description: '旭化成は、化学を中心に幅広い分野で事業を展開している。主な事業内容は、化学、材料、医薬品、食品、化粧品、繊維、建築材料、環境技術、エネルギー、情報技術、サービス等である。' (Asahi Kasei is engaged in a wide range of businesses centered on chemicals. The main business areas are chemicals, materials, pharmaceuticals, food, cosmetics, textiles, building materials, environmental technology, energy, information technology, and services).

The '会社役員' tab is also visible, showing the company's officers. The president is '佐々木 康彦' (Sasaki, Hiroyuki). The chairman of the board of directors is '佐々木 康彦' (Sasaki, Hiroyuki). The chairman of the board of directors is '佐々木 康彦' (Sasaki, Hiroyuki). The chairman of the board of directors is '佐々木 康彦' (Sasaki, Hiroyuki).

At the bottom of the page, there is a 'トップページへ' (Back to Top Page) button.

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

[illegible]

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社「CJ」の運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 7 名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8 名）は任期満了となります。つきましては、取締役会において機動的に意思決定を行えるよう 1 名減員し、取締役 7 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬諮問委員会から妥当である旨の答申を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	
1	もりや ぶとし 守屋 太	専務取締役 (事業統括室長並びに営業部門担当、 ソリューション技術本部担当 及び ICT 推進部担当)	再 任
2	なかたけ はるみ 中竹 春美	取締役 (ビル設備事業部長)	再 任
3	ながしま よしろう 永島 義郎	取締役	再 任 社 外 独 立 指名報酬
4	いとう やよい 伊藤 弥生	取締役	再 任 社 外 独 立 指名報酬
5	いまだ ともえ 今戸 智恵	取締役	再 任 社 外 独 立 指名報酬
6	すが い たかのり 菅井 貴典	取締役 (関西支社長)	再 任
7	くろだ のぶひろ 黒田 暢彦	執行役員 管理本部長	新 任 指名報酬

新 任 新任取締役候補者 再 任 再任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者

独 立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者 指名報酬 指名・報酬諮問委員会候補者

候補者
番 号

1

もり や
守 屋

ふとし
太 (1962年 9月25日生)

所有する当社の株式数……39,920株
在任年数…………… 5年
取締役会出席状況…………… 13/13回



再 任

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月	当社入社
2016年 6 月	当社執行役員 F A 事業部長
2020年 4 月	当社執行役員 関西支社長
2020年 6 月	当社取締役執行役員 関西支社長
2021年 6 月	当社常務取締役執行役員 関西支社長及び支店担当
2022年 4 月	当社常務取締役 関西支社長及び支店担当
2023年 6 月	当社専務取締役 関西支社長並びに営業部門担当及びソリューション技術本部担当
2024年 4 月	当社専務取締役 事業統括室長並びに営業部門担当、ソリューション技術本部担当 及び ICT 推進部担当 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

守屋 太氏は、長年にわたり当社の主力事業である F A システム事業に携わり、国内・海外における事業責任者としての豊富な経験と幅広い知見で当社事業の成長に大きく寄与しております。豊富な経験に基づく卓越したリーダーシップと経営バランス感覚は特筆すべきものであります。その知見と手腕は、当社の持続的な成長に必要でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2

なか たけ はる み
中 竹 春 美 (1961年11月10日生)

所有する当社の株式数…… 3,264株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 10/10回



再 任

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月 三菱電機株式会社入社
2018年 4 月 同社中部支社長
2023年 4 月 当社入社
当社上席執行役員SI事業部長
2024年 4 月 当社上席執行役員ビル設備事業部長
2024年 6 月 当社取締役ビル設備事業部長
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

中竹 春美氏は、三菱電機株式会社において要職を歴任するなど、エレクトロニクス分野において豊富な見識と実績を有しております。長年にわたり電機業界の多岐にわたる事業に携わってきたことで培った卓越した手腕は、当社の持続的な発展に必要でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

ながしま よしろう
永島 義郎 (1952年4月7日生)

所有する当社の株式数…… 3,231株
在任年数…………… 9年
取締役会出席状況…………… 13/13回



再任

社外

独立

指名報酬

略歴、当社における地位及び担当

1975年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
2002年 5 月 同行 虎ノ門支社長
2004年 6 月 東京ダイヤモンド再生・債権回収株式会社（現エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社）代表取締役社長
2005年10月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 代表取締役副社長
2009年 6 月 日本カーバイド工業株式会社 常勤監査役
2016年 6 月 当社社外取締役
（現在に至る）
2018年 6 月 全国保証株式会社 社外取締役
（現在に至る）

重要な兼職の状況

全国保証株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

永島 義郎氏は、会社経営者としての経験に加え、上場企業の監査役及び社外取締役の経験を有していることから、当社の取締役会において適切な助言をいただいております。
引き続き社外取締役として、事業戦略や財務戦略等について適切な助言を期待し、選任をお願いするものであります。
また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員長として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

候補者
番号

4



再任

社外

独立

指名報酬

伊藤 弥生 (1964年3月1日生)

所有する当社の株式数…… 一株
在任年数…… 4年
取締役会出席状況…… 13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 日本電信電話株式会社入社
1988年 7月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）
入社
2008年 4月 同社 公共システム事業本部ビジネス企画推進統括部長
2016年 4月 日本マイクロソフト株式会社入社 エンタープライズパートナー営業統括本部長
2017年 2月 ヤマトホールディングス株式会社入社 デジタルイノベーション推進室推進部長
2018年 4月 同社IT戦略担当戦略部長
2019年 5月 ユニゾホールディングス株式会社入社 常務執行役員
2020年11月 SGシステム株式会社入社
2021年 4月 同社執行役員経営企画担当
2021年 6月 三井住建道路株式会社 社外取締役
2021年 6月 当社社外取締役
（現在に至る）
2023年 6月 日本郵政株式会社 社外取締役
（現在に至る）
2023年 6月 西松建設株式会社 社外取締役
（現在に至る）

重要な兼職の状況

日本郵政株式会社 社外取締役、西松建設株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

伊藤 弥生氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、事業戦略やICTに関する豊富な経験と見識を有しており、社外取締役としてDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する当社の経営に適切な助言をいただいております。

引き続き社外取締役として、事業戦略やDX等について適切な助言を期待し、選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

候補者
番号

5

い ま ど と も え
今 戸 智 恵 (1975年3月3日生)

所有する当社の株式数…… 一株
在任年数…………… 3年
取締役会出席状況………… 13/13回



再 任

社 外

独 立

指名報酬

略歴、当社における地位及び担当

2003年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
森・濱田松本法律事務所入所
2008年4月 外務省国際法局経済条約課 課長補佐
2010年7月 奥野総合法律事務所入所
2018年5月 株式会社アイ・アールジャパン入社
（現在に至る）
2019年1月 三浦法律事務所 パートナー弁護士
（現在に至る）
2020年6月 全国保証株式会社 社外取締役
（現在に至る）
2022年6月 当社社外取締役
（現在に至る）
2023年10月 国立大学法人東京医科歯科大学（現国立大学法人東京科学大学）理事（ガバナンス
改革担当）
2024年10月 国立大学法人東京科学大学 理事（法務担当）
（現在に至る）

重要な兼職の状況

三浦法律事務所 パートナー弁護士、全国保証株式会社 社外取締役、
国立大学法人東京科学大学 理事（法務担当）

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

今戸 智恵氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、上場企業の社外取締役の経験から当社の取締役会において適切な助言をいただいております。

引き続き社外取締役として、コンプライアンスやガバナンス等について適切な助言を期待し、選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

候補者
番 号

6

すが い た か の り
菅 井 貴 典 (1968年8月14日生)

所有する当社の株式数…… 6,661株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 10/10回



再 任

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4 月 当社入社
2022年 4 月 当社ビル設備事業部副事業部長
2023年 6 月 当社執行役員ビル設備事業部長
2024年 4 月 当社執行役員関西支社長
2024年 6 月 当社取締役関西支社長
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

菅井 貴典氏は、長年にわたり当社主力事業であるFAシステム事業、ビル設備事業に携わり、当社事業に関する豊富な経験と知見を有しております。その知見と手腕は、当社の持続的な発展に必要でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

くろ だ のぶ ひろ
黒田 暢彦 (1966年11月5日生)

所有する当社の株式数……13,191株



新 任

指名報酬

略歴、当社における地位及び担当

1990年 4 月	当社入社
2006年10月	当社総務人事室総務部長
2013年 9 月	当社総務人事室人事部長
2015年 4 月	当社総務人事室人事部長兼広報・IR部長
2017年 4 月	当社総務人事室総務部長
2020年 4 月	当社管理統括室総務部長兼輸出管理部長
2021年 1 月	当社総務人事部長
2022年 4 月	当社執行役員総務人事室長兼人事部長
2023年 4 月	当社執行役員管理本部長兼人事部長
2023年 5 月	当社執行役員管理本部長兼輸出管理部長兼人事部長兼経理部長
2023年10月	当社執行役員管理本部長兼輸出管理部長兼総務部長兼人事部長兼経理部長
2024年 4 月	当社執行役員管理本部長兼輸出管理部長兼総務部長兼経理部長
2025年 4 月	当社執行役員管理本部長兼総務部長兼経理部長 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

黒田 暢彦氏は、総務・人事を中心に管理部門の要職を歴任し、コーポレート・ガバナンスに関する専門的な知見を有するとともに、機関投資家をはじめとする株主の皆様との対話を積極的に推進した実績を有しております。その知見と手腕は、当社の持続的な発展に必要でありますので、取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当社役員持株会及び当社従業員持株会における持分を含んでおります(1株未満切捨表示)。
3. 取締役候補者の永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏は、株式会社東京証券取引所ので定める独立役員の要件を満たしており、当社は同取引所に対して、3氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、3氏が再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
5. 社外取締役候補者の今戸 智恵氏の戸籍上の氏名は、山崎 智恵であります。
6. 当社と全国保証株式会社、日本郵政株式会社、西松建設株式会社、三浦法律事務所及び国立大学法人東京科学大学との間に、特別な関係はありません。
7. 伊藤 弥生氏が社外取締役として就任している日本郵政株式会社は、同社の子会社である日本郵便株式会社において、郵便局における非公開金融情報等の不適切な利用、株式会社かんぽ生命保険の保険商品に関する保険業法認可前の勧誘行為が判明したことに対し、2025年3月に総務省から日本郵政株式会社法に基づく報告徴求命令を受け、同月に金融庁から保険業法及び銀行法に基づく報告徴求命令を受けました。同氏は当該事案が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃からグループガバナンスや内部統制の重要性及び法令遵守の視点に立った提言を行ってまいりました。また、当該事案の発覚後は、再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
9. 当社は、社外取締役永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としており、永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏が社外取締役に就任した場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(ご参考) 取締役候補者のスキル・マトリックス

当社では、取締役会の構成において、各分野での豊富な経験と知見を有する人材を選任し、取締役会等の機能向上を図っております。

各取締役候補者が有する主な専門的経験と知見は、以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名（年齢）	在任 年数 （年）	地位及び担当	候補者が有する主な専門的経験と知見							
				経営	営業	技術	財務・ 会計	法務	国際性	人事	DX
1	守 屋 太 （62）	5	専務取締役 （事業統括室長並びに 営業部門担当、ソリュー ション技術本部担当 及びICT推進部担当）	●	●	●			●		
2	中 竹 春 美 （63）	1	取締役 （ビル設備事業部長）	●	●	●					
3	永 島 義 郎 （73）	9	取締役 （社外）	●	●		●				
4	伊 藤 弥 生 （61）	4	取締役 （社外）		●	●				●	●
5	今 戸 智 恵 （50）	3	取締役 （社外）					●	●		
6	菅 井 貴 典 （56）	1	取締役 （関西支社長）	●	●	●					
7	黒 田 暢 彦 （58）	—	執行役員 管理本部長				●	●		●	

(注)各取締役候補者が有する専門的経験と知見のうち、とりわけ強みのあるもの、当事業と関連性が強いものを（最大4個）記載しております。

第2号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役岡本 修氏、野見山 豊氏及び一法師 信武氏は辞任されます。

つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査役監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監査役を1名減員の3名体制とし、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者の内田 敬仁氏は、監査役岡本 修氏の補欠として、監査役候補者の野口 昌邦氏は、監査役一法師 信武氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

うち だ けい じ
内田 敬仁 (1969年7月6日生)

所有する当社の株式数…… 一株



新任

社外

略歴

1992年 4 月 三菱電機株式会社入社
2013年11月 同社ビルシステム工事統括部業務部経理課長
2019年 4 月 同社財務部収計課長
2023年 4 月 同社東北支社総務部長
2023年 5 月 青森三菱電機機器販売株式会社 社外監査役
菱明三菱電機機器販売株式会社 社外監査役
2023年 6 月 山形三菱電機機器販売株式会社 社外監査役
2025年 4 月 三菱電機株式会社 営業本部事業企画部次長
(現在に至る)

社外監査役候補者とした理由

内田 敬仁氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、三菱電機株式会社営業本部事業企画部次長の職にあり、同社グループ企業の監査役を歴任する等、グループ企業の監督に関する十分な知識を有しております。また同社の経理部門を経験する等、財務・会計に関する十分な知見を有していることから、その知見・ノウハウを当社経営の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2

の ぐ ち よ し く に
野 口 昌 邦 (1966年10月10日生)

所有する当社の株式数…… 一株



新 任

社 外

独 立

略歴

1990年 10月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社
1997年 4 月 公認会計士登録
2005年 6 月 有限責任あずさ監査法人パートナー就任
2023年 9 月 野口公認会計事務所 代表
(現在に至る)
2024年 6 月 大王製紙株式会社 社外監査役
(現在に至る)

重要な兼職の状況

野口公認会計事務所代表、大王製紙株式会社社外監査役

社外監査役候補者とした理由

野口 昌邦氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、上場企業の社外監査役を務めるなど、財務・会計に関する相当な知見を有しております。その知見・ノウハウを当社経営の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の内田 敬仁氏及び野口 昌邦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の野口 昌邦氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は三菱電機株式会社と取引関係にあり、同社は当社の株式4,720千株（自己株式を控除した持株比率21.18%）を保有しております。
5. 社外監査役候補者の内田 敬仁氏は、当社の特定関係事業者である三菱電機株式会社の業務執行者であり、過去10年間に於いて同社の業務執行者となっております。また、同社から過去2年間に於いて、使用人としての報酬を受けており、今後も受ける予定であります。
6. 当社と野口公認会計事務所及び大王製紙株式会社との間に、特別な関係はありません。
7. 社外監査役候補者の野口 昌邦氏は、2025年6月26日開催予定の大王製紙株式会社株主総会終結の時をもって、同社の社外監査役を辞任し、新たに同社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。各候補者が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
9. 当社は、独立社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款第38条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としており、野口 昌邦氏が社外監査役に就任した場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

おがわ ち え こ
小川 千恵子

(1963年2月14日生)

所有する当社の株式数…………… 一株



略歴

- 2005年4月 公認会計士登録
- 2006年4月 監査法人日本橋事務所 入所
- 2009年6月 リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社 入社
- 2010年9月 米国ワシントン州公認会計士登録
- 2014年2月 税理士登録
- 2014年4月 小川公認会計士事務所所長
(現在に至る)
- 2016年4月 埼玉県戸田市代表監査委員
(現在に至る)
- 2017年6月 株式会社ヨロズ社外取締役 (監査等委員)
(現在に至る)
- 2022年4月 戸田ボートレース企業団代表監査委員
(現在に至る)
- 2022年7月 公認会計士協同組合理事長
- 2023年6月 株式会社セブン銀行社外監査役
(現在に至る)

重要な兼職の状況

小川公認会計士事務所所長、埼玉県戸田市代表監査委員、株式会社ヨロズ社外取締役 (監査等委員)、株式会社セブン銀行社外監査役

補欠の社外監査役候補者とした理由

小川 千恵子氏は、社外取締役 (監査等委員) 又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、会計分野に関する国際的な見識を有しております。その知見・ノウハウを当社経営の監査に反映していただくことを期待し、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の小川 千恵子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者の、小川 千恵子氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。同氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
5. 当社は、独立社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款第38条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としており、同氏が社外監査役に就任した場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当事業年度における当社グループを取り巻く事業環境は、中国経済の成長鈍化や欧米の金融政策の影響、為替相場の急激な変動や中東情勢の悪化による資源・エネルギー価格高騰等を背景として、企業の設備投資はまだら模様の回復となっております。さらに、米国新政権における関税引き上げの影響等から、世界経済の先行きは不透明な状況であり、景気後退への警戒感からサプライチェーンにおける在庫調整の長期化も懸念されます。

このような状況下、当社グループは、5カ年中期経営計画『Electronics Solutions・Company 2025 (ES・C2025)』の4年目として、社会課題の解決に貢献するソリューション提案力の強化や事業間連携による提案領域の拡大、持続的な成長の実現に向けた新分野や新商材の発掘を図るとともに、人的資本の拡充等の施策を積極的に展開しております。

当事業年度においては、設備機器分野及び交通分野の大口案件が増加しましたが、主力のF A分野が在庫調整の影響を受け苦戦しました。

その結果、当事業年度における売上高につきましては、125,665百万円（前年度比9,393百万円増）となり、経常利益につきましては、4,730百万円（前年度比264百万円減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、退職給付制度移行益等の特別利益があり、3,942百万円（前年度比467百万円増）と過去最高となりました。

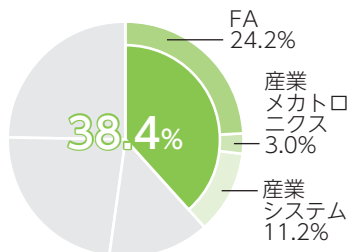


事業区分別の営業状況は次のとおりであります。

FAシステム

売上高48,247百万円（前年度比2.9%増）

売上高構成比



売上高

（単位：百万円）

46,890

48,247

第174期

第175期

FA分野は、中国経済の成長鈍化による需要減少やサプライチェーンにおける在庫調整の影響もあり、コントローラシステムや駆動制御機器が低調に推移しました。

産業メカトロニクス分野は、放電加工機の場合が少なく低調に推移しました。

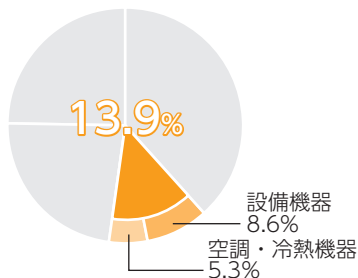
産業システム分野は、船舶向けの電機品の大口案件や工場設備向けの計装システムが好調に推移しました。

その結果、当該事業としては1,357百万円の増収とはなりましたが、利益率が比較的高いFA分野が低調に推移したことから、経常利益は531百万円の減益となりました。

ビル設備

売上高17,523百万円（前年度比17.3%増）

売上高構成比



売上高

（単位：百万円）

14,933

17,523

第174期

第175期

設備機器分野は、情報・通信事業者向け電源設備の需要が継続し好調に推移しました。

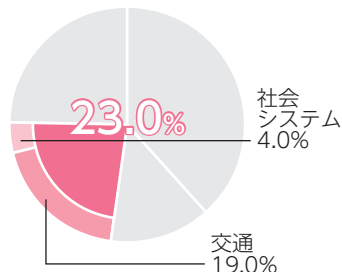
空調・冷熱機器分野は、オフィスビル向け空調機器の新設案件が苦戦しましたが、リニューアル案件は増加し、前年並みで推移しました。

その結果、当該事業としては2,589百万円の増収となり、経常利益は95百万円の増益となりました。

インフラ

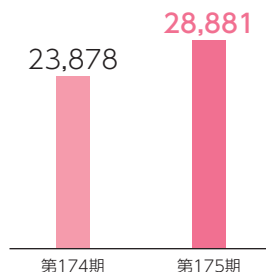
売上高28,881百万円（前年度比21.0%増）

売上高構成比



売上高

（単位：百万円）



交通分野は、車両用機器が更新需要の端境期で減少したものの、鉄道事業者の設備投資が回復し、無線通信機器・受変電設備が好調に推移しました。

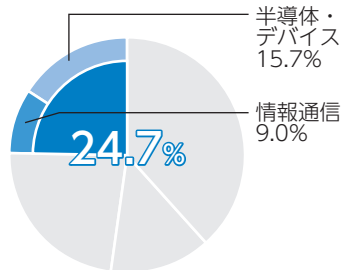
社会システム分野は、官公庁案件が増加し、堅調に推移しました。

その結果、当該事業としては5,002百万円の大幅増収となり、経常利益は75百万円の増益となりました。

情通・デバイス

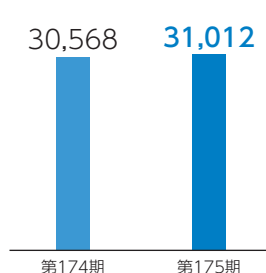
売上高31,012百万円（前年度比1.5%増）

売上高構成比



売上高

（単位：百万円）

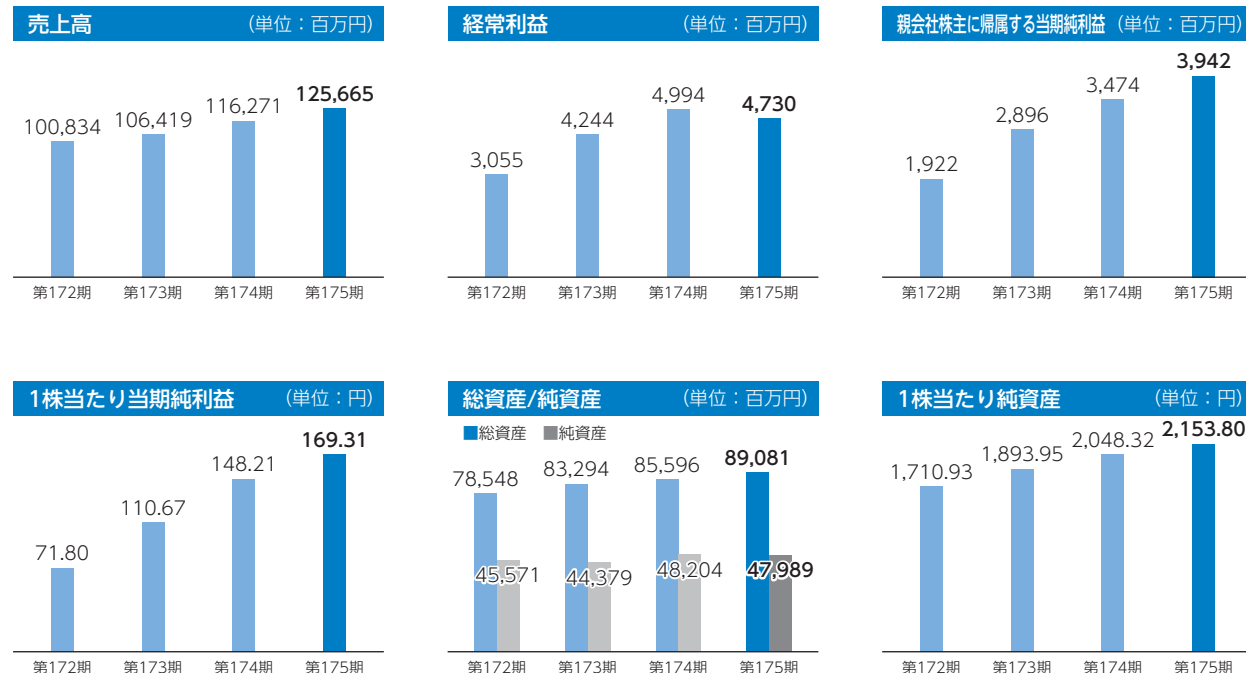


情報通信分野は、画像・映像機器が金融機関向け更新需要の一巡により低調に推移したものの、電子医療装置の案件が増加し堅調に推移しました。

半導体・デバイス分野は、産業機器関連向けパワーデバイスが中国経済の成長鈍化による需要減少の影響を受けながらも前年並みの水準を維持しました。家庭用電気機器向け電子デバイス品は堅調に推移しました。

その結果、当該事業としては443百万円の増収となり、経常利益は271百万円の増益となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第172期 (2021年度)	第173期 (2022年度)	第174期 (2023年度)	第175期 (2024年度)
売上高	(百万円)	100,834	106,419	116,271	125,665
経常利益	(百万円)	3,055	4,244	4,994	4,730
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,922	2,896	3,474	3,942
1株当たり当期純利益	(円)	71.80	110.67	148.21	169.31
総資産	(百万円)	78,548	83,294	85,596	89,081
純資産	(百万円)	45,571	44,379	48,204	47,989
1株当たり純資産	(円)	1,710.93	1,893.95	2,048.32	2,153.80

(3) 重要な子会社及び企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社カナデンエンジニアリング	30百万円	100%	通信機器、電子応用機器、空調機器、低温機器、電気設備及び照明器具の販売、設計、工事及び保守
テクノクリエイト株式会社	20百万円	100%	コンピューターソフトウェアの設計及び開発
株式会社日本制御エンジニアリング	50百万円	100%	システム・ソフトウェアの開発
高島電機株式会社	70百万円	100%	F A機器、電設資材、高低圧配電盤の仕入・販売及びシステムソフト設計
株式会社タカシマエンジニアリング	10百万円	0%	高圧配電盤の設計製作・修理・取付配線工事
科拿電（香港）有限公司	350万香港ドル	100%	半導体・デバイス等の販売
KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	100万シンガポールドル	100%	半導体・デバイス等の販売
科拿電国際貿易（上海）有限公司	260万米ドル	100%	半導体・デバイス、F A機器及び産業メカトロニクス機器の販売
KANADEN (THAILAND) CO., LTD.	400万タイバーツ	49%	F A機器、産業メカトロニクス機器、空調機器及び半導体・デバイス等の販売並びに自動化・IoT等ソリューションビジネスに関わるシステム販売
KANADEN VIETNAM CO., LTD.	100万米ドル	100%	F A機器及び産業メカトロニクス機器の販売並びに自動化・IoT等ソリューションビジネスに関わるシステム販売
KANADEN TRADING (THAILAND) CO., LTD.	1億タイバーツ	99.9%	F A機器、空調・冷熱機器、半導体・デバイス等の販売及びタイにおける当社グループ内仕入・商材開拓統括機能
KANADEN SOLUTIONS (THAILAND) CO., LTD.	1千万タイバーツ	9%	産業用機械、制御システム等の設計、製造、導入設置等

- (注) 1. 高島電機株式会社は、株式会社タカシマエンジニアリングの株式100%を保有しております。
2. KANADEN (THAILAND) CO., LTD.は、KANADEN SOLUTIONS (THAILAND) CO., LTD.株式の90.99%を保有しております。
3. 2025年4月5日付で、インド共和国ベンガルール市にKANADEN SOLUTIONS (INDIA) PVT., LTD. を設立しております。

② その他の重要な企業結合の状況

- i. 当社子会社であった株式会社カナデンテレシスは、2024年9月25日付で当社が保有する全ての株式をアイ・ティー・エックス株式会社に売却いたしましたので、同社は当社企業集団から外れております。なお、株式会社カナデンテレシスは、同年9月25日付でアイ・ティー・テレシス株式会社に社名変更しております。
- ii. 当社は、2024年12月2日付で高島電機株式会社の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。
- iii. 当社は三菱電機株式会社の関連会社で、同社は当社の株式4,720千株（自己株式を控除した持株比率21.18%）を保有しております。なお、当社と同社との当事業年度中の取引は、当社単体の売上高の3.07%、仕入高の51.56%の割合を占めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は先行き不透明な状況が継続しておりますが、当社グループの持続的な成長を実現するためには収益構造の強化が課題となっております。5カ年中期経営計画『Electronics Solutions・Company 2025（ES・C2025）』の最終年度として、経営目標の達成に向け、着実に施策を実行してまいります。

① 中期経営計画『Electronics Solutions・Company 2025』

中期経営計画の基本方針は、「SDGsへの取り組みを通じて、社会的課題の解決に貢献し持続的な成長を実現する「エレクトロニクスソリューションズ・カンパニー」となることとしております。最終年度の数値目標は、収益性を重視した指標としており、営業利益額は57億円、営業利益率4.5%以上、ROE 8.0%以上、戦略的投資等による売上高100億円の創出を目標としております。

2025年度は中期経営計画の最終年度であり、これまで取り組んできた施策を着実に成果につなげてまいります。また、当社グループの人的資本、知的資本及び社会関係資本の拡充に向け、積極的な投資を行い、成長するための基盤を強化し、新たな価値を生み出し持続的な成長を実現することで資本をさらに拡充する好循環を築いてまいります。

【中期経営計画「ES・C2025」の経営目標数値と実績の推移】

指標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度目標
営業利益（億円）	26.7	28.4	39.6	45.4	45.0	57億円
営業利益率（%）	2.5	2.8	3.7	3.9	3.6	4.5%以上
ROE（%）	5.2	4.3	6.4	7.5	8.2	8.0%以上

【中期経営計画「ES・C2025」におけるキャッシュアロケーション】

財務資本		キャッシュ使途		
(ES・C2025 キャッシュイン)		(ES・C2025 投資額)		
フリー・キャッシュフロー (5年間累計) 約150億円～ 創出	➡	投資 投資額 90億円	人的資本 投資額 10億円	●プロフェッショナル人材の獲得 ●教育体系の整備と育成のさらなる充実 ●人材と働き方の多様性の推進
			知的資本 投資額 30億円	●情報の蓄積・活用によるDXの推進 ●取引情報やニーズの共有によるソリューション拡充 ●新規ソリューションの開発
			社会関係資本 投資額 50億円	●M&Aによる新技術、新領域の獲得 ●パートナー連携強化による新技術獲得・安定供給の実現 ●顧客ポートフォリオの多様化による収益基盤の安定性強化
営業CF改善・収益確保		株主還元 95億円 配当性向 40%	配当 配当額 56億円～	●資本効率（ROE）の向上 ●収益性の向上と安定した株主のリターンの両立 ●配当政策の更なる改善
			自社株買い 還元額 38億円～	●2021～2022年度 自己株式取得 3,811百万円 ●機動的な自己株式の取得を実施
2021.3 現金同等物 約168億円		運転資金 90億円～130億円	安定した財務基盤 CCC 1.4カ月	●在庫圧縮を図り、コロナ前の水準まで改善 ●債権・債務は現状維持で収支差 1.4～1.7カ月 ●運転資金として1.0～1.5カ月分確保

② サステナビリティ経営の推進

当社グループが持続的な成長を実現するためには、気候変動をはじめとした社会課題に対し、事業を通じて課題の解決に貢献していくことが不可欠です。そこで、2024年度はサステナビリティ委員会を中心に当社グループにおける中長期的なリスクと機会を分析し、当社グループの事業活動を通じ環境・社会に影響を及ぼす重要課題をマテリアリティとして特定しました。「創出を目指す価値」の実現に向けて、「価値を生み出す資本」を効果的に活用していくことが重要であり、それを支える土台である「企業価値創出を支える基盤」の強化を図ります。3つのマテリアリティに紐づく形でそれぞれサブマテリアリティを策定しており、一つひとつのマテリアリティに真摯に取り組むことで、社会課題の解決と当社グループの持続的な成長の実現につなげてまいります。

【カナデングループのマテリアリティ】

マテリアリティ		サブマテリアリティ
創出を目指す価値	ソリューションによる新たな事業機会の創出	気候変動等、環境課題の解決に向けたソリューションの提供
		労働人口の減少、高齢化社会、未来の安全・安心等、社会課題の解決に向けたソリューションの提供
		お客様の企業価値を向上するソリューションの提供
価値を生み出す資本	人的資本及びエレクトロニクス技術商社として培った知的資本の拡充	人材の育成
		蓄積されたノウハウ・情報の活用
		お客様、仕入先、地域を含めたパートナーシップ関係の強化
企業価値創出を支える基盤	コーポレートガバナンスの高度化	労働環境の整備、ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョンの推進
		DXの推進
		企業文化の浸透

③ 資本コストや株価を意識した経営の実現

当社グループの資本コストは、C A P Mでの算定をもとに7.0%ほどであると認識しており、資本コストを上回るR O Eを達成し続けることが、P B Rの向上につながるものと認識しております。まず、収益力強化に向けた事業ポートフォリオ戦略としては、F Aシステム事業と情通・デバイス事業は、M & Aを含めた技術力向上によるソリューション提案の強化や海外ビジネスの強化による市場獲得で事業規模の拡大を図ります。ビル設備事業とインフラ事業は、事業間連携による提案領域の拡大や環境ソリューションをはじめとする付加価値ビジネスの展開を強化し、利益率の向上に注力いたします。

また、成長戦略を実行するための投資として、中期経営計画で90億円の投資を計画しております。価値創造の源泉となる人的資本、知的資本及び社会関係資本に対し、積極的な投資を行うことで、当社グループの成長基盤を強化し、新たな価値を生み出す好循環につなげてまいります。資本コストを意識した経営資源の投下を行っていくとともに、株主還元として、配当政策の見直しや自己株式の取得などを機動的に実施していくことで、資本効率の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年 3月31日現在)

当社グループの事業は、F A、産業メカトロニクス、産業システム、設備機器、空調・冷熱機器、交通、社会システム、情報通信、半導体・デバイス等、幅広い分野にわたっております。

また、当社グループはエレクトロニクスソリューションズ・カンパニーとして、工場自動化に向けたシステム・ソリューションビジネスを積極的に展開するとともに、スマート社会実現のため、安全・安心をキーワードに省エネ、再生可能エネルギー、環境関連製品を豊富に取り扱っております。

なお、各事業区分別における主要な事業内容は、表のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
F Aシステム事業	F Aシステム事業は、製造ラインの品質・生産性向上に貢献するコントローラシステムや自動化システムをはじめとするF A機器、微細加工に対応するレーザ加工機、放電加工機等のメカトロニクス商品を販売しております。
ビル設備事業	ビル設備事業は、無停電源装置、昇降機等のほか、省エネ化を踏まえた空調機器、住宅設備機器、低温機器、エネルギーマネジメントシステム等を販売しております。
インフラ事業	インフラ事業は、交通事業者向けに変電電力設備、L E D機器、情報通信機器、車両用電機品等を販売するほか、社会基盤整備に貢献する交通安全システム、航空管制システム、太陽光発電設備、地域防災システム等を販売しております。
情通・デバイス事業	情通・デバイス事業は、情報通信機器、自動車及び産業機器に不可欠なマイコンを中心とする半導体、電子デバイス部品等のほか、様々なニーズや課題に応じた映像ソリューションシステム、セキュリティシステム、電子医療装置等を販売しております。

(6) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の主たるものは、基幹システムの更新にかかる費用であり、無形固定資産として、1,283百万円を計上しております。

(7) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
関西支社	大阪府大阪市
中部支店	愛知県名古屋市
九州支店	福岡県北九州市
東北支店	宮城県仙台市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社カナデンエンジニアリング	東京都中央区
テクノクリエイト株式会社	大阪府大阪市
株式会社日本制御エンジニアリング	兵庫県神戸市
高島電機株式会社	山形県山形市
株式会社タカシマエンジニアリング	山形県山形市
科拿電（香港）有限公司	香港
KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール共和国
科拿電国際貿易（上海）有限公司	中華人民共和国上海市
KANADEN (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
KANADEN VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
KANADEN TRADING (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
KANADEN SOLUTIONS (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市

(注) 2025年4月5日付で、インド共和国ベンガルール市にKANADEN SOLUTIONS (INDIA) PVT., LTD.を設立しております。

(8) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
F A システム事業	446名	87名増
ビル設備事業	82名	2名減
インフラ事業	81名	8名増
情通・デバイス事業	158名	90名減
全社（共通）	134名	18名増
合 計	901名	21名増

- (注) 1. 使用人数には、企業集団以外からの出向者を含み、企業集団以外への出向者及び退職者は含んでおりません。
2. F A システム事業の使用人数が前期末と比べて87名増加しておりますが、その主な理由は、2024年12月2日付で高島電機株式会社を連結子会社化したことによるものであります。
3. 情通・デバイス事業の使用人数が前期末と比べて90名減少しておりますが、その主な理由は、2024年9月25日付で子会社であった株式会社カナデンテレシスの当社保有株式の全てをアイ・ティー・エックス株式会社に売却しており、同社が企業集団から外れたことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
616名	20名増	42.6歳	17.1年

(注) 使用人数には、他社からの出向者を含み、他社への出向者及び退職者は含んでおりません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	90,000,000株
② 発行済株式の総数	22,500,000株
③ 株主数	23,840名
④ 大株主（上位10名）	

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
三菱電機株式会社	4,720千株	21.18%
カナデン取引先持株会	2,999千株	13.46%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,977千株	8.87%
カナデン従業員持株会	893千株	4.01%
三菱倉庫株式会社	656千株	2.95%
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	470千株	2.11%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	324千株	1.46%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	199千株	0.89%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	170千株	0.76%
日本航空電子工業株式会社	168千株	0.75%

(注) 1. 当社は、自己株式を218,700株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式（218,700株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	21,908株	5名

⑥ その他株式に関する重要な事項

i. 自己株式の取得

2025年2月3日開催の取締役会決議に基づき、資本効率の向上を図るとともに株主の皆様への利益還元の充実を図るため、2025年2月4日に1,194千株の自己株式を市場から取得しております。

ii. 自己株式の消却

2025年2月3日開催の取締役会決議に基づき、2025年3月3日に1,100千株の自己株式を消却しており、発行済株式総数は、23,600千株から22,500千株へ減少しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

当社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職
取締役社長（代表取締役）	もと 橋 伸 幸	
専務取締役	もり や ふとし 守 屋 太	事業統括室長並びに営業部門担当、ソリューション技術本部担当及びＩＣＴ推進部担当
取締役	なが しま よし ろう 永 島 義 郎	全国保証株式会社 社外取締役
取締役	い とう や よ 伊 藤 弥 生	日本郵政株式会社 社外取締役 西松建設株式会社 社外取締役
取締役	いま ど とも え 今 戸 智 恵	三浦法律事務所 パートナー弁護士 全国保証株式会社 社外取締役 国立大学法人東京科学大学 理事
取締役	さい べさ ひろ のり 三 枝 裕 典	管理本部担当 株式会社カナデンエンジニアリング 代表取締役社長
取締役	なか たけ はる み 中 竹 春 美	ビル設備事業部長
取締役	すが い たか のり 菅 井 貴 典	関西支社長
監査役（常勤）	つか だ かず ひろ 塚 田 和 弘	
監査役	おか もと おさむ 岡 本 修	三菱電機株式会社 営業本部事業企画部次長
監査役	の み やま ゆたか 野見山 豊	
監査役	いっぼう し のぶ たけ 一法師 信 武	

- (注) 1. 取締役永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岡本 修氏、野見山 豊氏及び一法師 信武氏は、社外監査役であります。
3. 監査役岡本 修氏、野見山 豊氏及び一法師 信武氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役岡本 修氏は、三菱電機株式会社において、経理部門の役職を歴任するなど、財務・会計に対し高い見識を有しております。
 - ・監査役野見山 豊氏は、上場企業の管理部門の要職を歴任するなど、経営に対し高い見識を有しております。
 - ・監査役一法師 信武氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・取締役三枝 裕典氏は、2024年6月28日付で当社子会社の株式会社カナデンエンジニアリングの代表取締役社長に就任いたしました。
 - ・取締役伊藤 弥生氏は、2024年6月27日開催の三井住建道路株式会社株主総会の終結の時をもって、同社の社外取締役を退任しております。
 - ・2024年6月28日開催の第174回定時株主総会終結の時をもって、取締役森 寿隆氏は任期満了により退任いたしました。
 - ・2024年6月28日開催の第174回定時株主総会において、中竹 春美氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - ・2024年6月28日開催の第174回定時株主総会において、菅井 貴典氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - ・監査役岡本 修氏は、2025年3月31日付で三菱電機株式会社を退社し、2025年4月1日付で同社の子会社である三菱電機インダストリアルソリューションズ株式会社に入社しております。
 - ・監査役野見山 豊氏は、2024年6月20日開催の株式会社寺岡製作所株主総会終結の時をもって、同社の監査役を退任しております。
5. 当社は、三菱電機株式会社の関連会社で、同社は当社の株式4,720千株（自己株式を控除した持株比率21.18%）を保有しております。
6. 当社と全国保証株式会社、日本郵政株式会社、西松建設株式会社、三浦法律事務所及び国立大学法人東京科学大学（旧国立大学法人東京医科歯科大学）との間には、特別な関係はありません。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏並びに監査役野見山 豊氏及び一法師 信武氏の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

i. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位、業績を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成しておりますが、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

- イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、役位に応じた月例の固定報酬とし、外部専門機関の客観的な報酬調査データ（業種・業態、売上高、時価総額、従業員数等）及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

- ロ. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度の連結経常利益の一定割合を原資とし、賞与として毎年一定期日に支給するものとしております。

個人別の報酬額は、業績貢献度及び役位を基に決定しております。

- ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬としております。

<譲渡制限付株式報酬の内容>

（i）概要

社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）に付与する譲渡制限付株式について、（ア）「対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成度に応じて」譲渡制限を解除するもの（以下、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」という。）と、（イ）「対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として」譲渡制限を解除するもの（以下、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」という。）とが併存する形としております。

(ii) 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限額及び上限数

対象取締役に譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総額は、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内とし、これらの合計は年額50百万円以内としております。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年60千株以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年60千株以内とし、これらの合計は年100千株以内としております。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとしております。

譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として普通株式の発行又は自己株式の処分が行われ、金銭の払込み等は要せず、対象取締役の報酬額は、1株につき取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として算出することとしております。

(iii) 対象取締役に対して付与する業績連動型譲渡制限付株式の概要

業績連動型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約1」という。）を締結するものとしております。

(ア) 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約1により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式1」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないと定めております（以下、「譲渡制限1」という。）。

譲渡制限期間は、中期経営計画の対象期間に合わせて、1年間から5年間までのうち、取締役会が定める期間としております。

(イ) 対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成度に応じて、本割当株式1の全部又は一部について譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限1を解除し、その後、対象取締役は、譲渡制限1を解除された本割当株式1を自由に譲渡等できることとしております。

(ウ) 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は、本割当株式1を当然に無償で取得することとしております。

他方、当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役の地位を喪失したときは、譲渡制限期間が満了した時点で本割当株式1の全部又は一部の譲渡制限1を解除することとしております。

(エ) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（イ）及び（ウ）の定めに基づき譲渡制限1が解除されていない本割当株式1を当然に無償で取得することとしております。

- (オ) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本割当株式 1 の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限 1 を解除することとしております。
- (カ) 上記 (オ) に規定する場合においては、当社は、上記 (オ) の定めに基づき譲渡制限 1 が解除された直後の時点において、なお譲渡制限 1 が解除されていない本割当株式 1 を当然に無償で取得することとしております。
- (キ) 上記 (ア) から (カ) のほか、本割当契約 1 における意思表示・通知の方法、本割当契約 1 改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約 1 の中で定めることとしております。
- (iv) 対象取締役に対して付与する勤務条件型譲渡制限付株式の概要
- 勤務条件型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約 2」という。）を締結するものとしております。
- (ア) 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約 2 により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式 2」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはしないと定めております（以下、「譲渡制限 2」という。）。
- 譲渡制限期間は、中期経営計画の対象期間に合わせて、1 年間から 5 年間までのうち、取締役会が定める期間としております。
- (イ) 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は、本割当株式 2 を当然に無償で取得するものとしております。
- (ウ) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式 2 の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限 2 を解除するものとしております。ただし、対象取締役が、上記 (イ) に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記 (イ) に定めるいずれの地位も喪失したときは、譲渡制限 2 を解除する本割当株式 2 の数及び譲渡制限 2 を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしております。
- (エ) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記 (ウ) の定めに基づき譲渡制限 2 が解除されていない本割当株式 2 を当然に無償で取得するものとしております。

- (オ) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本割当株式2の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限2を解除するものとしております。
- (カ) 上記（オ）に規定する場合においては、当社は、上記（オ）の定めに基づき譲渡制限2が解除された直後の時点において、なお譲渡制限2が解除されていない本割当株式2を当然に無償で取得するものとしております。
- (キ) 上記（ア）から（カ）のほか、本割当契約2における意思表示・通知の方法、本割当契約2改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約2の中で定めるものとしております。

二．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行うものとしております。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

役位	基本報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式報酬	
			業績連動型	勤務条件型
取締役社長	42.3%	43.5%	7.1%	7.1%
役付取締役	43.7%	42.7%	6.8%	6.8%
取締役	44.9%	41.9%	6.6%	6.6%

- (注) 1. 報酬には使用人兼務分を含めております。また、社外取締役は含めておりません。
2. 上記割合は中期経営計画ES・C2025の経営目標数値を100%達成した場合の割合を示しており、業績の結果によって報酬の割合は変動します。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社では、社内規程に基づき各取締役の基本報酬の額、各取締役の業績貢献度、役位に応じた賞与の配分及び株式報酬の割当てを算定し、その内容について指名・報酬諮問委員会において検討を行うものとしております。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

ii. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	業績連動賞与 (百万円)	譲渡制限付株式報酬 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
				業績連動型	勤務条件型	
取締役 (うち社外取締役)	257百万円 (25百万円)	115百万円 (25百万円)	108百万円 (一)	16百万円 (一)	16百万円 (一)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	24百万円 (12百万円)	24百万円 (12百万円)	一 (一)	一 (一)	一 (一)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	281百万円 (37百万円)	139百万円 (37百万円)	108百万円 (一)	16百万円 (一)	16百万円 (一)	12 (5)

- (注) 1. 上記の支給額には、2024年6月28日開催の第174回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬に係る指標は、経常利益等であり、その実績は「1. (2)直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。当該指標を選定した理由は、取締役の会社業績拡大に対するインセンティブになるためであります。当社の業績連動報酬は、当該事業年度の業績指標に対して担当部門ごとに設定した目標達成度及び役位ごとに設定した係数を乗じて算定しております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件等は「ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は1名）です。
また、この報酬限度額とは別に2018年6月20日開催の第168回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）です。
6. 2021年6月24日開催の第171回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬のうち、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内とし、合計は年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は3名）です。
7. 取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬諮問委員会が決定方針等との整合性を含む多角的な検討のうえ取締役会に答申し、取締役会はその答申を尊重し決定しております。このことから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容は基本方針及び決定方針に沿うものであると判断しております。
8. 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
9. 第174回定時株主総会において退任した取締役1名に対し、勤務条件型譲渡制限付株式に係る譲渡制限を解除しております。

③ 社外役員に関する事項

i. 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

「(2)①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

ii. 当事業年度における主な活動状況

当社における 地位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	永 島 義 郎	当事業年度に13回開催された取締役会の全てに出席しました。主に会社経営者の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に事業戦略や財務戦略等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。 また、当事業年度に3回開催された指名・報酬諮問委員会の全てに出席しました。同委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問について適切に審議・答申を行っております。
取締役	伊 藤 弥 生	当事業年度に13回開催された取締役会の全てに出席しました。主に事業戦略やICTに関する豊富な知見から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。 また、当事業年度に3回開催された指名・報酬諮問委員会の全てに出席しました。同委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問について適切に審議・答申を行っております。
取締役	今 戸 智 恵	当事業年度に13回開催された取締役会の全てに出席しました。主に企業法務に精通した弁護士の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にコンプライアンス・ガバナンス等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。 また、当事業年度に3回開催された指名・報酬諮問委員会の全てに出席しました。同委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問について適切に審議・答申を行っております。
監査役	岡 本 修	当事業年度に13回開催された取締役会の全てに出席し、また、6回開催された監査役会の全てに出席しました。電機業界における豊富な財務・会計に関する知見を活かし、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役就任以降、監査役会において、内部監査について適宜、適切な発言を行っております。
監査役	野見山 豊	当事業年度に13回開催された取締役会の全てに出席し、また、6回開催された監査役会の全てに出席しました。会社経営に対する高い見識から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、適切な発言を行っております。
監査役	一法師 信 武	当事業年度に13回開催された取締役会の全てに出席し、また、6回開催された監査役会の全てに出席しました。公認会計士としての専門の見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、財務会計及び内部監査について適宜、適切な発言を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年 3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	[72,011]
現金及び預金	16,723
受取手形	1,026
電子記録債権	7,497
売掛金	35,262
契約資産	374
商品及び製品	8,422
原材料及び貯蔵品	6
未収入金	1,979
その他	732
貸倒引当金	△14
固定資産	[17,070]
有形固定資産	[8,538]
建物及び構築物	3,549
機械装置及び運搬具	34
工具、器具及び備品	333
土地	4,426
リース資産	128
建設仮勘定	65
無形固定資産	[3,170]
のれん	1,630
ソフトウェア	1,314
その他	226
投資その他の資産	[5,361]
投資有価証券	4,358
繰延税金資産	171
退職給付に係る資産	456
その他	408
貸倒引当金	△33
資産合計	89,081

(単位：百万円)	
科目	金額
(負債の部)	
流動負債	[40,434]
支払手形及び買掛金	27,968
電子記録債務	6,298
未払法人税等	630
前受金	1,092
賞与引当金	864
役員賞与引当金	142
その他	3,437
固定負債	[657]
リース債務	77
再評価に係る繰延税金負債	172
役員退職慰労引当金	26
退職給付に係る負債	277
資産除去債務	15
その他	88
負債合計	41,092
(純資産の部)	
株主資本	[45,308]
資本金	5,576
資本剰余金	5,355
利益剰余金	34,688
自己株式	△312
その他の包括利益累計額	[2,681]
その他有価証券評価差額金	1,315
土地再評価差額金	373
為替換算調整勘定	955
退職給付に係る調整累計額	36
純資産合計	47,989
負債・純資産合計	89,081

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		125,665
売上原価		107,662
売上総利益		18,002
販売費及び一般管理費		13,502
営業利益		4,500
営業外収益		297
受取利息	85	
受取配当金	84	
仕入割引	35	
不動産賃貸料	33	
その他	59	
営業外費用		
支払利息	16	
寄付金	2	
為替差損	32	
その他	16	66
経常利益		4,730
特別利益		1,123
退職給付制度移行益	952	
投資有価証券売却益	119	
関係会社株式売却益	51	
特別損失		15
固定資産除却損	13	
その他	1	
税金等調整前当期純利益		5,839
法人税、住民税及び事業税	1,359	
法人税等調整額	532	1,891
当期純利益		3,947
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		3,942

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社カナデン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 上田 知 範

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 井 上 卓 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カナデンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナデン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して、以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社カナデン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ	
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上田 知 範
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上 卓 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナデンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第175期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第175期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

株式会社カナデン 監査役会

常勤監査役	塚 田 和 弘
社外監査役	岡 本 修
社外監査役	野見山 豊
社外監査役	一法師 信 武

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

晴海アイランド トリトンスクエア
オフィスタワーZ棟 15階
株式会社カナデン 本社会議室

東京都中央区晴海一丁目8番12号 / TEL 03-6747-8800

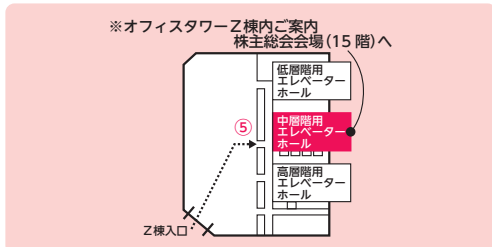
交通

都営地下鉄大江戸線
「勝どき」駅

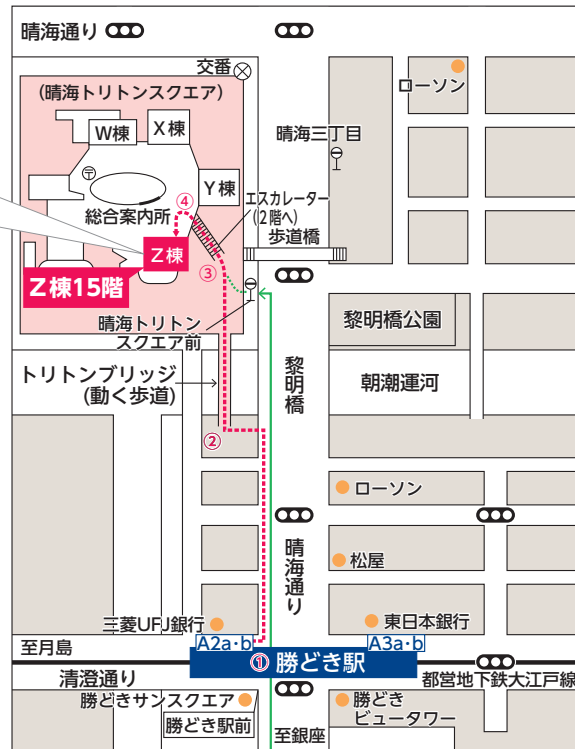
A2a・b出口
(月島駅側)

より徒歩7分

●徒歩ルート



- ① 都営地下鉄大江戸線「勝どき」駅 A2a・b出口から出たすぐの交差点を渡らず、左折します。
- ② 100mほど直進すると、左手に「トリトンブリッジ」が見えますので、動く歩道を渡って直進してください。
- ③ 「トリトンブリッジ」を抜け、左手正面にあるエスカレーターを上り「晴海トリトンスクエア」に入ります。
- ④ エントランスの中央まで直進すると、左手側に「オフィスタワーZ棟」の入り口が見えます。
- ⑤ 「オフィスタワーZ棟」に入り、中層階用のエレベーターに乗り、「15F」までお越しください。



●バスでお越しの方

バスルート

	1	2	3	4
バス停最寄り駅	東京駅	有楽町駅	銀座駅	
バス乗車停留所	東京駅丸の内南口	有楽町駅前	数寄屋橋	銀座四丁目
都営バスの系統	都05-1又は05-2		都03、05-1又は05-2	
行 先	晴海埠頭行き 又は 東京ビッグサイト行き			
下車停留所	晴海トリトンスクエア前			



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

